

※変更点にご注意ください。

経営事項審査の審査基準の改正等について (令和3年4月)

令和3年4月より経営事項審査の制度が改正されます。また以下のとおり一部の項目について審査方法等の見直しを行いましたので、申請にあたりましてはご注意ください。

1. 制度改正に伴う変更

① 申請様式への押印の見直しについて

「押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」が令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されました。これに伴い、本県を申請先とする経営事項審査の手続きは以下のとおりとなります。

- (1) 申請様式への押印は不要となります。ただし、確認書類「発注者証明書」への押印は引き続き必要です。
- (2) 行政書士による代理申請の場合、申請書(様式第25条の14)への職印の押印は必要です。
- (3) 押印された様式についても、対応いたしますのでそのまま提出して差し支えありません。

② 技術職員に関する改正

改正建設業法において新設された監理技術者補佐を技術職員数(Z)の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与します。**監理技術者を補佐する資格を有する者に、4点の評点を付与します。**改正後の技術職員の資格区分毎の点数は下表のとおりです。

1級監理受講者	1級技術者	監理技術者補佐	基幹技能者であって1級技術者以外の者、またはCCUSレベル4の建設技能者	2級技術者、またはCCUSレベル3の建設技能者	その他
監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習受講	1級技術者であって左以外の者				
◎+監理受講者	◎	☆	□	○	△
6点	5点	4点	3点	2点	1点

なお、表内の◎、☆、□、○、△については技術者資格区分表と一致します。

③ 社会的項目の新設について

その他の審査項目(社会性等)(W)に新たな項目『知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況』が新設されます。継続的な教育意欲を促進させる観点から、建設業者による技術者および技能者の技術または技能の向上の取組みの状況が評価されます。

(※上記の変更に伴い、様式第25条の14別紙二(技術職員名簿)および様式第25条の14別紙三(その他の審査項目)は、書式に変更があるため、新様式に差替えの上、申請をお願いします。)

④ 労働福祉の状況(法定外労働災害補償制度)に係る改正

中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約についても同様に加点されます。

⑤ 建設業の経理の状況に係る改正

登録経理試験合格者等(公認会計士、税理士も同様)については継続的な研修の受講等が必要となります。登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者または登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から5年経過していない者が評価対象となります。(※ただし、H28年度以前に1級または2級の登録経理試験に合格した者が講習未受講であっても、経過措置としてR5年3月末までは引き続き評価対象となります。)

2. 審査方法の見直しに伴う変更項目

- ① **確認書類の一部が簡素化されます。**
- ② 工事経歴書に記載されている工事に係る実績確認書類（契約書、注文書等）は、建設工事の種類ごとに請負代金の大きい上位5件の提出を求めていたところ、令和3年4月以降の申請においては請負代金の大きい上位3件とします。
- ③ **後期高齢者の常勤確認書類を一部修正。**
社会保険および雇用保険ともに適用除外となる技術者の常勤確認書類を一部変更しています。
- ④ **建設機械の保有状況における対象範囲を一部修正。**
- ⑤ **リース・レンタル契約における相手方の対象範囲を一部変更しています。**

3. その他の変更点および注意事項

- ① **確認書類の返却を希望される方へ**
- ② 昨今の新型コロナウイルス情勢をふまえ、令和3年4月以降につきましては、返却を希望される事業者様あてに、経営事項審査の際に提出していただく確認書類（A4ファイル綴じ）を結果通知発送日と同日にご返送させていただきます。
以下の注意事項を確認の上申請いただくようお願いいたします。
 - （1）経営事項審査申請時に、送付先が記入されたレターパックライトまたはレターパックプラスの提出をお願いします。
 - （2）レターパックに記載していただく送付先は、申請に記載された住所と同じ住所でお願いします。
 - （3）レターパック規定サイズを超える確認書類の返送は出来ませんのでご了承ください。
 - （4）従来通り、結果通知発送後の監理課窓口での返却も受け付けます。※受領書が必要です。**【行政書士の代理申請の場合】**
レターパックに記載していただく送付先は、上記（2）の住所または行政書士事務所をお願いします。また、申請される事業者ごとにレターパックを提出していただくをお願いします。
- ③ **監理技術者の講習受講者の取扱いについて**
建設業法施行規則の一部改正により、令和3年1月1日以降監理技術者講習の有効期限の起算点が講習を受けた日の属する年の翌年1月1日となり、同日から5年後の12月31日までが有効期間となります。
ただし、経営事項審査における技術職員名簿に講習受講「1」として記載できる1級監理技術者（1級技術者であって監理技術者資格者証の交付を受けている者）の講習受講については、従来どおり講習を「当期事業年度開始日の直前5年以内に受講した者」（審査基準日から遡って5年以内に受講した者）に変わりありませんのでご注意ください。
- ④ **解体工事業における経過措置期間が延長になりました。**
「とび・土工工事業」の技術者に該当する者が、経営事項審査における解体工事業の技術職員として評価される『経過措置』は令和3年3月31日をもって終了するとされていましたが、当該経過措置期間を令和3年6月30日まで延長する改正省令が公布されました。審査基準日が7月1日以降の申請においては、当該経過措置は適用されませんのでご注意ください。
- ⑤ **滋賀県における入札参加申請について**
県工事の入札参加資格要件の一部（許可要件後2年要件・施工実績要件）が撤廃され、令和4年度建設工事入札参加申請（令和3年10月～12月申請受付予定）から適用されます。
上記の入札参加申請をされる方は、今回の経営事項審査申請の申請業種数に不足がないか、十分にご確認ください。